

## 金融円滑化に対する当組合の取組状況について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下、「金融円滑化法」といいます）」第7条第1項の規定に基づき、当組合が、同法第4条および第5条の規定に基づいてとった措置の状況に関する事項、ならびに同法第6条の規定に基づいてとった措置の概要に関する事項を、次の通り開示いたします。

第1 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する内閣府令（以下、「府令」といいます）」第6条第1項第1号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

金融円滑化法に基づく措置の実施に関する方針として、理事会の決議により「金融円滑化管理方針」を定めております。概要は下記の通りです。

- (1) 中小企業者に対する信用供与については、当該中小企業者の特性およびその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努める。
- (2) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みがあった場合には、当該中小企業者の事業についての改善又は再生の可能性その他の状況や当該住宅資金借入者の財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努める。
- (3) 他の金融機関から借入を行っている債務者から貸付条件の変更等について、申込み・相談があった場合には、債務者の同意を前提に、守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構 等と相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努める。
- (4) 取引先企業に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みへの支援については、当該企業の経営改善を通じて当組合の信用リスク削減に資するものであることから、取引先企業に対する経営相談・経営指導および経営改善に向けた取組みに努める。
- (5) 中小企業者から事業資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みや住宅資金借入者から住宅資金に関する債務の弁済に係る負担の軽減に関する申込みに対する対応の進捗状況の把握や貸付け条件変更等を行った顧客の経営状況に関する期中管理に努める。
- (6) 顧客からの貸付条件の変更等に関する申込み・相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努める。

## 第2 府令第6条第1項第2号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

金融円滑化法に基づく実施状況を把握するための体制を、「金融円滑化管理規程」および「金融円滑化マニュアル」にて定めております。

- (1) お客さまから貸付条件の変更のご相談・お申し込みがあった場合、すべての案件について「融資案件一覧表」「条件緩和申出先記録簿」を作成し、金融円滑化管理担当理事および金融円滑化管理統括部署である融資課で情報の共有化を図っております。
- (2) 融資課においては、「訪問・面談等記録簿」を基に金融円滑化管理責任者に報告する体制をとっております。
- (3) 金融円滑化管理責任者は、貸付条件の変更の実施状況を集計し、上記実施状況を常務会および監事会に報告する体制をとっております。

## 第3 府令第6条第1項第3号に規定する金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

金融円滑化法に基づく苦情相談を適切に行うための体制を、「金融円滑化管理規程」および「金融円滑化マニュアル」にて定めております。

### (1) ご相談窓口の設置

お客さまからの苦情相談に適切に対応するため、本店 融資課を金融円滑化の相談窓口（店頭・電話）としております。営業店に寄せられた苦情相談につきましては、同窓口が真摯に対応するとともに、コンプライアンス委員会に報告する体制をとっております。

#### 【お問合わせ窓口】

金融円滑化（ご返済）に関する相談窓口

電話番号 06-6762-7381 担当：黒田

受付時間 9：00～17：00（当組合休業日を除く）

## 第4 府令第6条第1項第4号に規定する金融円滑化法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、当組合を利用する中小企業者の融資の貸出条件を緩和した場合、当該中小企業者について経営状況を継続して把握し、経営相談・経営指導を通じて、事業の改善又は再生の為の取組みに努めます。

第5 金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

別表1～4をご覧ください。

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者である場合〕

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者である場合〕

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合〕

第6 金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

別表5～6をご覧ください。

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

以 上